

板橋区公式ホームページ運営要綱

(平成 13 年 7 月 9 日区長決定)

(目的)

第 1 条 この要綱は、板橋区が開設する公式ホームページ（以下「区ホームページ」という。）の円滑な運営を図るため、その運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 課 東京都板橋区組織規則（昭和 46 年板橋区規則第 5 号）第 7 条に規定する課、東京都板橋区会計管理者の権限に属する事務を処理する組織等に関する規則（昭和 40 年板橋区規則第 2 号）第 2 条に規定する会計管理室、東京都板橋区教育委員会事務局組織規則（昭和 43 年板橋区教育委員会規則第 1 号）第 2 条に規定する課及び室、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局、監査委員事務局及び区議会事務局をいう。
- (2) 課長 前号に規定する課の長（区議会事務局にあつては次長）をいう。
- (3) 所 保健所、支所、健康福祉センター、おとしより保健福祉センター、福祉事務所、子ども家庭総合支援センター、清掃事務所、教育支援センター、地域センター、中央図書館及び学校（東京都板橋区立学校設置条例（昭和 30 年板橋区条例第 9 号）に規定する学校に限る。）をいう。
- (4) 所長 前号に規定する所の長（保健所にあつては各課長）をいう。
- (5) コンテンツ 区ホームページの構成に必要な一切の情報をいう。
- (6) コンテンツ管理サーバ コンテンツを管理する電子計算機をいう。
- (7) 公開サーバ コンテンツを公開するために用いる電子計算機をいう。

(区ホームページの管理責任者)

第 3 条 区ホームページのコンテンツを適正に管理するため、ホームページ管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置く。

- 2 管理責任者は、政策経営部広聴広報課長（以下「広聴広報課長」という。）をもって充てる。
- 3 管理責任者は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) ホームページの管理・運営に関すること。
 - (2) コンテンツ管理サーバの維持・管理に関すること。
 - (3) コンテンツの作成に関する調整・指導・助言に関すること。

(区ホームページの運用責任者)

第 4 条 区ホームページを円滑に運用するため、ホームページ運用責任者（以下「運用責任者」という。）を置く。

2 運用責任者は、政策経営部 IT 推進課長（以下「IT 推進課長」という。）をもって充てる。

3 運用責任者は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 区ホームページのセキュリティに関すること。
- (2) 公開サーバの維持・管理に関すること。
- (3) 区ホームページの公開に用いる通信回線・関連機器の維持・管理に関すること。
- (4) 区ホームページの維持管理に必要な知識及び情報の提供に関すること。
- (5) その他区ホームページの運用に関すること。

4 運用責任者は、特に必要があると認めるときに、関係する課又は所の課長又は所長にその職務を分任させることができる。

（区ホームページの情報管理者）

第 5 条 区ホームページに掲載する課又は所のコンテンツを適正に管理するため、課又は所にホームページ情報管理者（以下「情報管理者」という。）を置く。

2 情報管理者は、課又は所の課長又は所長をもって充てる。

3 情報管理者は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 所管事務の区ホームページコンテンツの作成・修正・削除に関すること。
- (2) 他団体・個人との接続（リンク）に関すること。

4 情報管理者は、コンテンツの作成等にあたり、別に定める板橋区公式ホームページ運営基準を遵守するとともに、利用しやすさや使いやすさに配慮しなければならない。

5 情報管理者は、特に必要があると認めるときに、指定する職員に自らの補助を行わせることができる。

（委任）

第 6 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、政策経営部長が定める。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、令和5年4月1日から施行する。